

Made in SAITAMA優良加工食品大賞表彰要綱

令和2年11月20日 決裁
令和3年 9月 6日 改正

(趣旨)

第1条 埼玉県産農林水産物（以下「県産農産物等」という。）を活用した加工食品を製造、販売する優秀な埼玉県内（以下「県内」という。）の食品加工事業者等を表彰し、その成果を称え広く発信することで、県産農産物等の需要拡大と県内食品産業の発展に資するものとする。

(対象者)

第2条 対象者は次のいずれかに該当するものとする。

- 一 県内で加工食品を製造する事業者
- 二 県内で加工食品を製造する事業者を含む団体
- 三 県内で加工食品を製造する事業者と当該加工食品の製造・販売に関わる県内連携事業者

(審査対象等)

- 第3条 審査対象は、主原料に県産農産物等を100%使用した加工食品または、商品の特徴づける原材料が県産農産物等である加工食品とする。
- 2 審査は事業者等からの応募に基づき実施するものとする。
 - 3 既にMade in SAITAMA 優良加工食品大賞のうち「大賞」を受賞した加工食品は、応募の対象外とする。

(表彰)

- 第4条 表彰は次の各号に定める被表彰者に対して、埼玉県知事が表彰状を授与する。
- 一 最も優秀な1点を大賞とする。
 - 二 大賞に次ぐ優秀な原則1点を優秀賞とする。
 - 三 優秀賞に次ぐ優秀な原則1点を特別賞とする。

(募集)

第5条 募集は、年1回行う。なお詳細は、その都度別に募集要領で定める。

(受賞者の決定)

- 第6条 受賞者は、一次審査、最終審査を経て、知事が決定する。
- 2 審査要領及び審査委員会運営要領については、別に定める。

(表彰式の開催)

第7条 表彰式は、年1回行う。

(個人情報の保護)

第8条 当該表彰に当たって取得した個人情報については、表彰における経営紹介や表彰資料等の作成に用いることがあることについて、あらかじめ被表彰者の合意を得た上で、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、その他の関係法令に基づき、適正に管理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、Made in SAITAMA 優良加工食品大賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。